

平成18年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年9月28日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市民健康福祉部長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
総 務 部 次 長	東郷 達雄	市民健康福祉部長	三上 秀子
市民健康福祉部長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	馬場 豊

教育部次長	舩橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

#### 出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	川崎 和美

#### 議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 77号から議第 102号まで  
(野洲市監査委員条例の一部を改正する条例他 25件)  
各委員長より委員会審査結果報告  
質疑、討論、採決
- 第 4 意見書第 4号  
(出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案))  
提案者説明、質疑、討論、採決
- 第 5 議員の派遣

開議 午前 9 時 0 1 分

#### 議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 1 分) それでは、ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第10番、田中良隆君、第11番、藤下茂昭君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第77号から議第102号まで、「野洲市監査委員条例の一部を改正する条例」他25件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、小島進君。

15番(小島進君) おはようございます。15番、小島進でございます。

去る9月12日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第77号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例、議第78号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議第79号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第83号野洲市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議第84号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第85号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第2号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託を受けました関係決算、議第100号平成17年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターなかさと)、以上の9議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第77号、議第78号、議第79号、議第83号、議第84号、議第85号及び議第100号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

また、議第90号及び議第102号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。  
よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る9月12日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、9月21、22日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第80号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第81号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第85号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、歳出の部、民生費、衛生費（第1項）、教育費、並びに関係する歳入、議第86号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第87号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議第88号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、歳出の部、総務費（第3項）、民生費、衛生費（第1項第1目、第2目、第3目、第4目）、教育費、並びに関係する歳入、議第91号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第92号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第94号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の12議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第81号、議第85号、議第86号、議第87号、議第88号、議第92号、議第94号については全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第80号、議第82号、議第90号、議第91号、議第93号については、賛

成多数にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） おはようございます。10番、田中良隆でございます。

去る9月12日の定例会におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するために、9月25日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第85号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、歳出の部、第1項を除く衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、並びに関係する歳入、議第89号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、歳出の部、衛生費（第1項第5目、第2項、第3項）、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、並びに関係する歳入、議第95号平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第96号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第97号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第98号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第99号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第101号平成17年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上、補正予算2件、決算認定7件、合計9件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にてすべて原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長（荒川泰宏君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行いま

す。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第77号から議第102号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第77号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第77号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第78号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第78号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第78号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第79号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第79号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第80号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、私は、議第80号につきましての反対討論を行います。

本議案は、幼稚園保育料の値上げと、また、コミュニティセンターにつきまして10月1日にオープンいたしますなかさを加えるものでありますが、コミセンになかさを加えることにつきましては結構なのでありますが、幼稚園保育料の値上げについては賛同できないものであります。

今回の値上げ理由について、説明では、合併協議会で2町の違いについて低い方の旧中主に調整されましたが、今回、国の地方交付税単位費用算定基準の改定により、本市の保育料も改定を行うというものであります。その内容は、現行年額7万8000円を7万3,200円にするものですが、説明では、国の単価は年額7万5,600円であり、これから見ると減額はしているということです。しかし、この単位費用算定基準はあくまで国の基準でありまして、地方税法などの改正とは違い、地方自治体を拘束するものではありません。すなわち、幼稚園保育料は自治体の裁量の範囲でありまして、市が努力すれば値上げを避けることは可能であります。

また、今回の値上げに際して、値上げ幅が少なく、負担に耐えられるという主張もありますが、決してそうではないと思います。これまで再三議論にもなりましたように、今日、不況、リストラ、合理化のもと、家計収入の減少、また、国の増税や各種減税廃止・縮小、さらには本市でも昨年来、国保税や介護保険料等々の大幅な値上げなど、市民の税や社会保障に係る負担はトータルとして極めて増大しています。このような事態を考えるならば、今回の値上げは決して負担に耐えられるというものではありません。このような時期、暮らしを守る施策の前進あってこそ、負担強化の方向は許されないと思います。

以上の立場から、本議案について、値上げ案について賛成できないもので、反対といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第21番、林克君。

21番（林 克君） 21番、林克です。ただいま議題となっております議第80号野洲市使用料条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

本市の幼稚園保育料は、合併前は中主町7万8000円、野洲町7万2,000円でした

が、合併協議会で調整され、7万800円に制定されています。それと同時に、保育料の基準は地方交付税単位費用算定基準額を基本として調整すると確認されております。本来ですと、地方交付税単位費用算定基準額を基本に、平成16年度には7万3,200円、月額6,100円に改正されているところですが、据え置きになってきたものです。また、近隣の現状から見ても、野洲市の保育料は改正後でもまだ低く、子育て支援の施策の一つとしても有効であると考えます。

以上のことから、今回の利用料改正は必要なものであり、本議案に賛成するものであります。

訂正させていただきます。基礎額を基準額と言ったそうでありますので、基準額であります。それから、使用料を利用料と言ったそうです。訂正します。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第80号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第80号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第81号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第81号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第82号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正す

る条例につきまして、私は反対討論を行います。

本条例の改正につきましては、出産一時金現行30万円を35万円に引き上げることに  
ついては妥当なものと考えます。しかし、同時に提案されています高齢者の医療費一部負  
担の引き上げについては大きな問題を含んでおり、同意できないものであります。

議案質疑でも言いましたように、この問題は国会で自民党や公明党が進めた医療制度改  
革関連法の改悪成立にあると思います。その主な内容が、全体として医療費抑制を最大の  
目的として、国民あるいは患者、特に今回高齢者と団塊の世代をねらい撃ちし、保険給付  
の削減と大幅な負担増を強いる改悪であります。

一連の改悪は、第1には、高齢者の窓口負担の現行1割を2割に、そして今回の条例改  
正の提案はいわゆる現役並み所得者について現行2割負担を3割負担にするものです。さ  
らに、70歳以上の長期入院の食費、居住費を患者負担にする高額療養費の自己負担額を  
引き上げるなど、保険給付削減と大幅な負担増を強いるものとなっています。

また、今後においては75歳以上の後期高齢者を対象とした独立保険を創設しようと  
しています。この制度は月額1万5,000円以下の年金受給者、また無年金者は普通徴収  
として市が徴収を行うとしますが、負担増により、医療保険からもこのままでは排除され  
る懸念がされています。

このように、今回の条例改正の提案は高齢者の負担増と給付削減によって高齢者医療を  
抑制することの一環でありまして、こうした給付削減と負担増では病気の早期発見・治療  
を妨げ、お金がなければ医療が受けられなくなる事態を招きかねない大改悪と言わざるを  
得ません。

さらに、今回の条例改正案で具体的な問題を言いますと、70歳以上の高齢者に対して  
現行2割負担となっている現役並み所得者に対して、これを3割にするものでありますが、  
現役並み所得者といえども大きな負担であります。

同時に問題なのは、昨年来、定率減税の段階的廃止や課税最低限の廃止・縮小や老年者  
控除の廃止等々で、実際所得はふえていないのに現役並み所得者とされ、これまでの1割  
負担の人が一気に3割負担になる人が発生いたします。質疑の答弁で明らかになりました  
が、今回の改正により2割負担から3割負担になる対象者は国保で110名、老人保健で  
300名、合計410名とされています。その中で、国保一般については既に2割負担と  
なっていますが、平成18年度を通じて1割から一挙に3割負担になる被保険者は約70  
名とされています。このような負担増は許されません。

以上、このような負担増を強いる本改正について市独自の補助制度も求めましたが、否定されました。そもそも国民健康保険制度は法律に定まっている社会保障制度でありまして、誰もが等しく医療を受けられるものでなくてはなりません。今後は市長がこのようなことを十分認識されることを求めまして、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第14番、中田幸子君。

14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。ただいま議題となっております議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

平成18年6月14日に成立した医療制度改革法は、依然として続く少子高齢社会の中で、国民の健康と生命を守る国民皆保険制度を将来にわたって安定的に運営するために、医療保険制度だけでなく、介護・保健・福祉などの分野も含めた総合的な改革であったと理解しております。

今回の本市の改正は国の改正に伴うもので、医療費適正化対策の一つとして患者負担の見直しと少子化対策の充実を図ろうとするものであります。特に70歳以上の現役並みの所得者は現行の2割負担から3割負担に引き上げようとするものですが、これは現役世代との均衡を考慮し、負担能力のある人には応分の負担を求めていこうという考えに基づくものであります。先に申し上げましたように、本市の国民健康保険を安定的に持続可能な制度として維持していくためにもやむを得ない改正であると理解しております。

一方、出産育児一時金を増額されることは、今日の出生率の低下の抑止策として今後その効果を期待するものでございます。

今回の国の改正の基本的な考え方の一つは、治療より予防を重視し、健康寿命の延長を目指すものであります。本市におきましても国の改正趣旨を十分に踏まえ、市民の命と健康を守る保険者として健康増進事業を積極的に展開し、医療費の適正化に以前にも増して取り組まれることを切に願い、賛成の討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第82号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第83号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第83号野洲市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第83号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第84号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第84号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第84号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第85号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第85号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第2号）は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第85号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第86号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第86号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は文教福

社常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 荒川泰宏君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 6 号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 7 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 7 号平成 1 8 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算( 第 1 号 ) は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 荒川泰宏君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 7 号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 8 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 8 号平成 1 8 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算( 第 1 号 ) は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 荒川泰宏君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 8 号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 9 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 9 号平成 1 8 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算( 第 1 号 ) は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 荒川泰宏君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 9 号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 0 号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対討論を行います。

平成17年度は小泉構造改革、三位一体の改革のもと、税源移譲と言いながら、地方に負担、犠牲を押し付けてきました。また、国民に対しても年金改悪と定率減税の縮小、さらには老年者控除の廃止や年金への課税など、国民への増税を強化したのであります。

一方、野洲市にとりましてはこの平成17年度は合併後初めて年間を通じての予算でもありました。当然のこと、新市の行財政の基本方向、また市長の政治姿勢が予算に示されたわけであります。予算では合併特例債による事業も行われ、新市の事業が具体的に推進された年度でもあります。それだけに、この17年度は、市民の暮らしを守る立場から、また、適切な市財政の運営が求められたものであります。

このような中、17年度では、福祉医療において県が乳幼児医療費で通院500円、入院1日1,000円の一部負担、また、障害者医療費でも一部負担制度を導入したことについて、この部分を市単独で助成措置したことや、また、高齢者や障害者への介護激励金についても合併後の全市に実施、また、旧野洲町においても学童保育所の運営を社会福祉協議会に委託されたこと、さらには、センター方式には問題がありますが、中学校給食の実施に向けて推進された等々は評価するものであります。

しかし、17年度全体を見渡した場合、先にも言いましたように、市行政全体で国保税、介護保険料等を大幅に引き上げられるなど、市民の暮らしと健康を守る立場にはなっていません。

本会議質疑あるいは委員会質疑でも明らかにしましたように、具体的に言いますと、新幹線栗東新駅の問題は、「あっても乗らない」「不便」「税金の無駄遣い」と、市民から建設の中止や野洲市としての費用負担をやめることを求める声が多数の中、市長は17年度でも市民への説明責任を果たすことなく新駅設置を促進し、駅舎建設の負担金を出すことを表明されました。昨年8月の臨時議会では、野洲市が2億6,900万円を負担するための議案も提出されたのであります。しかし、このような新駅の推進は、先の知事選挙で市民・県民から明確に否定され、限りなく中止に近い凍結を公約に掲げた嘉田氏が当選したことを見ても、市民の意思、民意とは反した推進であったことが明らかになりました。

加えて、去る25日には栗東市が新幹線新駅工事で、工事中に列車を迂回させる仮線の工事費用を起債で賄うとしたことについて、大津地裁が、このような支出は地方財政法違

反であることの判決をいたしました。栗東市は、新幹線と交差する市道拡幅のための仮線が不可欠として、起債は正当と主張していました。この主張に対して、判決は明確なものでありました。判決では、仮線が必要不可欠かどうか、その工法の経済的合理性、安全性などの事情から判断すべきとして、起債については、財源に地方債を充てるかどうかの判断は地方財政法第5条の趣旨から、市には裁量権がないと判断したのです。その上、判決は、道路工事と仮線工事は不可分という説明にいかにも無理があるとしたのであります。このように、25日の判決は改めて新駅の建設、工法、費用等について何ら市民・県民合意もなく、それどころか法律違反の中での推進であることが露呈しました。

市長は議案質疑の際、知事選挙の結果はさまざまな要素による結果であるとして、新幹線新駅だけで知事が選ばれたのではないかのごとくの答弁でありました。また、費用負担の問題でも、工事協定が交わされている以上、負担しないということは協定4者が同意しないことには不可能であるとして、請求どおり、野洲市分の負担を表明されました。私はこのような姿勢は市民の意思、民意とは明らかにかけ離れていると思います。市長においては改めて市民の声、民意を尊重すると共に、無駄な税金投入をやめ、大切な税金は市民の暮らし優先の立場に立たれ、市政運営をされることを求めています。

一方、17年度の野洲市の同和行政の予算の問題も指摘しなければなりません。17年度でも、長年の取り組みによる到達と市民の願いに反し、終結しなければならない同和对策事業を見直すことなく、そのための予算あるいは事業を推進されてまいりました。審議の際にも言いましたように、全国的には京都や大阪、また八尾市など、長年ゆがんだ行政の実態が明らかになり、市民の批判、また、これを是正する世論、運動も広がっています。その中で、平成17年度野洲市の決算、事業を見ました場合、今なお、特定の運動団体であります部落解放同盟が主催する高校生大会など各種研修会、会議への補助支出、特定の団体の主義主張に基づく集会に補助を出すことは、私は民主主義の立場から否定されるべきと考えます。

また、各公共施設の清掃管理は入札を実施しています。しかし、地域総合センターは随意契約となっており、市役所本庁舎、分庁舎、また図書館などと比較して、私は大変高い委託料と考えます。さらに、共同作業所や同和事業促進協議会、また就学奨励金などの補助も今日その役割を終えているものと考え、私は必要ないと考えています。

一方、もう一つ大きく問題になりましたのは、固定資産税の減免制度では、総務常任委員会でも指摘しましたが、市税条例の減免規定に反した要項で実施をされていると私は思

います。

以上、同和行政は、再三これまで言っていますように、野洲市でも長年にわたり、市民の皆さん、地区の皆さん、また行政の取り組みにより成果と到達を得たのであります。この立場から、終結の立場に立つべきですが、17年度はこれまでの路線を踏襲されました。市長は20日の総務常任委員会の審議を受け、これまではそれなりに必要だったとしながらも、今後の方向については議論する時期に来ている趣旨の答弁をされました。私はこの答弁は一步踏み込んだ答弁であるとも理解します。よって、今後におかれては市長以下、行政関係部課で学習・検討もされまして、真に市民全体の人権が保障される市政、民主主義が発展する市政を推進されることを求めておきます。

最後に、この平成17年度決算全体を見まして、基本的に政府自民党が進める三位一体の改革や、また地方交付税の総額抑制など、地方への財政支出削減を進める改革について、地方自治体財政を守る立場から、国に対して主張すべき点は主張されることが必要と考えます。

また、本市の財政のあり方についても、一般質問などでも指摘しましたように、市財政とまちづくりの方向とは不可分一体のものであります。その中で、市としての基本方針である企業誘致そのものを否定するものではありませんが、不安定な法人市民税に頼る財政構造から、地元企業の振興や支援による税収確保、また雇用の創出などをされることが必要と思います。また、大企業の社会的責任を果たすべき点からも、法人市民税を最高税率にされること、同時に、企業誘致のための補助金制度も地元中小企業に厚い制度に必要とも考えます。

一方、歳出につきましては、さっきも言いましたように、無駄な公共事業の見直し、すなわち新幹線新駅の負担もやめることや、同和行政の制度や予算を見直し、廃止の方向で進められるべきであります。

今後の市の行財政改革においてこれらの点を十分に検討されることを求めながら、17年度の一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第20番、田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 皆さん、おはようございます。20番、田中榮太郎でございます。ただいま議題となっております議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を申し上げます。

3月の政府月例経済報告では、企業収益の改善、設備投資の増加、個人消費も緩やかに

増加し、雇用情勢は厳しいながらも改善に広がりが見られ、輸出生産は緩やかに増加しているということで、景気は回復しているものの、しかしながら、先行きについては、原油価格の動向が内外経済に与える影響等に留意する必要がある、予断を許さない状況にあります。

このような中、国における財政構造改革に向けた働きはますます本格化してきており、三位一体の改革によって、国と地方の関係については「地方にできることは地方で」の原則に基づき、補助金改革等による国の介入の縮減と地方の権限・責任の拡大が図られています。地方自治体においては、全国的に見て、地方税や国、県等の補助金、地方交付税などの歳入の伸び悩みに加え、歳出において多額の地方債発行に伴う公債費等の経常経費が増加することで財政の硬直化傾向が急激に進み、厳しい財政運営を余儀なくされています。

野洲市においても同様なことが言えると思いますが、厳しい財政状況の中でありながら、平成17年度は新市の合併の本格的なスタートの年として、新市まちづくり計画に示された「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」の建設に向け、合併協議に基づく新たな行政課題に取り組み、各種の事務事業を実施されたところであり、

一般会計決算を見ますと、予算現額198億5,297万5,000円に対して、歳入決算額189億4,690万7,238円、歳出決算額184億1,449万9,853円となり、歳入歳出差し引き額は5億3,240万7,385円となり、18年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は5億1,870万8,385円の黒字となっております。これは、市債の発行や基金の取り崩しなどによる黒字を確保したものとと言えますが、市民のための必要な事務事業の遂行のため、苦しい財政事情におけるやりくりをなされた中であって、各部署においても漫然とした予算消化をすることなく、無駄をなくす努力をしながら適切に執行された結果であったと見ております。

主な事業としては、旧中主町地域における新たな市民活動の拠点づくりとなる中里学区、兵主学区のコミュニティセンターの整備、地産地消の食育の推進を考えた学校給食を中学校まで完全実施するため、新しい学校給食センターの整備、市内全幼稚園の3年保育の実施に向けたきたの幼稚園保育室の増築、市民の生命・財産を守るための防災行政無線の整備、障害者や児童、高齢者に対する福祉施策の充実、野洲市の将来を描く総合計画をはじめとする各種の計画策定事業などに取り組みされました。その他の事業についても粛々と遂

行され、成果を上げられており、評価できるものであります。

また、歳出面では、法人市民税の増加による市税が増加し、地方交付税にしても増加しております。国庫補助金や市債については、普通建設事業の減少に伴い、それぞれ減少しておりますが、いずれも必要な事業に適切に実施され、財源の確保に努められた結果によるものであり、評価できるものであります。

以上、このようなことから、今後の市民の負託に応える事業の展開をしながら健全な財政運営に努力されることを期待し、平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただきましてご賛同願いますようお願いいたします。賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第90号は、各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第91号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 議第91号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

17年度国保特別会計は、医療・介護分を合わせ、旧野洲町で1人当たり6,538円、旧中主町で3,596円の引き上げが行われました。これまで、療養給付費の3カ月分は必要と、基金の積み立てが行われていましたが、17年度からは療養費の5%を基準にすることを採用され、基金を大幅に取り崩すことが行われましたが、それでもまだ1億円の基金残高でありました。1人当たり6,937円です。大津市では基金残高1人当たり6,187円、栗東市では基金ゼロという状況であります。17年度は介護保険料が旧野洲町で24.7%、旧中主町で15.7%と、大幅に引き上げられ、65歳以上の方々は介護

保険料と国保税とを合わせ、大変な負担になりました。

さらに追い打ちをかけたのが国の税制の改悪です。公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止、定率減税の削減で、年金が下がった人は全国で500万人、非課税だった人が課税され、所得税が徴収されるようになった人が93万人です。昨年の夏から秋にかけて、65歳以上の高齢者から「ひどい状況だ。これでは老後の生活設計が狂ってしまった」というような声をたくさん聞きました。国保加入世帯の38.1%の3,196世帯が年金所得者であります。この方たちに大きな負担増が押し付けられました。

国民健康保険加入者の33.5%が給与所得者であります。本来なら社会保険に加入すべき方々です。しかも、収納率が70から80%台と低いのが40歳以下の方々であります。最低の79%というのが25歳以下です。この実態から見ますと、派遣労働やアルバイトなど、不安定雇用の層が滞納をしているのではないかと考えます。これは本人の責任もさることながら、格差社会の影響ではないでしょうか。こうした不安定雇用という実態を改善することが国保会計にとって必要ではないでしょうか。

医療制度は今年6月に改悪がされました。今年10月から、現役並みの所得のある70歳以上の高齢者の窓口負担を2割から3割負担に、さらに、長期入院する70歳以上の高齢者に食費、居住費の負担を求め、2008年4月からは70歳から74歳の高齢者の窓口負担を1割から2割に負担をふやしていきます。さらに、2008年4月から、75歳以上の高齢者全員から保険料を徴収する後期高齢者医療制度が創設されます。これまで社会保険の扶養家族だった方からも年金から保険料を徴収し、厚労省の資産では年間7万4,000円の保険料とされています。また、国民健康保険に加入する65歳以上の方は年金から国保を天引きする仕組みを導入します。年金の少ない人やない人などは普通徴収として納付書による保険料徴収を行うことになっており、保険料の滞納があれば、新たに医療保険がないというような人が表れてきます。

決算について問題点を指摘いたします。

第1点目は、前段でも言いましたが、大幅な国保税の引き上げです。基金をさらに取り崩すとか、一般会計から繰り入れするなど、大幅な引き上げにならないように対策を講じるべきです。この大幅な保険税の引き上げは到底認めるわけにはいきません。

第2点目は、資格証明書の発行です。野洲市では県下で2番目に多く、283世帯に資格証明書を発行しています。国保加入世帯の3.63%です。大津市では27世帯、0.01%です。これまで悪質な滞納者に発行していると言われてきましたが、今回の質疑で

は、資格証明書の発行は納税意欲を高めることができると発言されました。しかし、この答弁では、大津市の27世帯にしか発行していない行政の姿勢と野洲市の姿勢の違いは何かということになります。国民健康保険は社会保障の一環であり、誰もが安心して医療を受けることができることを保障する立場なのか、それとも、保険税を納めてもらうことを優先し、社会保障の一環というのは後回しにされている、そういう違いではないでしょうか。大津市の場合、2,160世帯に短期保険証を発行しています。野洲市の納税優先のやり方から社会保障の観点に切り替えるべきであります。

第3点目は、国に意見書を上げることであります。前段でも言いましたが、17年度は高齢者ねらい撃ちの税制改悪でした。さらに2008年4月から後期高齢者医療制度が導入され、情け容赦なく年金から保険料を天引きされます。国の税制の問題は野洲市の及ぶところではありません。また、医療制度の改悪も野洲市でどうすることもできない状況がありますが、末端の国民の声を受けとめ、国に税金の使い方に対して地方自治体から意見を上げていただくことを求めます。

以上、問題点を指摘し、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。ただいま議題となっております議第91号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

我が国の国民皆保険制度は世界に誇るべき制度で、国民健康保険は地域住民の健康保持と増進に多大な貢献をしてきたところであります。

合併後初の通年予算となった平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計の決算の所見を申し上げますと、旧2町の税率や納期の統一などの作業が必要であった中、全体としては財政調整基金を有効に活用され、また、予算内での組み替え流用などによって、療養給付という保険制度の大前提に支障が出ないように努力をされ、あわせて健全な運営に努められております。

特に歳入では、国保税の現年度分収納率が昨年に引き続いて95%を超えるなど、収納率向上に向けた努力がうかがえます。

また、歳出面では、長期的な医療費の適正化を図っていくために、嘱託のレセプト点検員を配置し、国保連合会への縦覧点検の委託とあわせて過誤の発見などに努められている他、生活習慣病予防の観点から人間ドック受診者への助成をされるなど、医療費適正化や

国保財政の健全化や保健事業の充実を図っておられます。

医療制度改革が進展する中で、こうした医療費の適正化と保険財政の健全化の実現のためには、医療費の詳細な分析に努めると共に、被保険者の多様なニーズを把握し、歳入歳出両面において短期的、長期的な施策を明確に打ち出し、展開していくことが欠かせない要素だと考えます。今回の決算ではこういった将来へ向けた取り組みの端緒をかいま見ることができたと評価するものであります。

しかし、依然として本市の国保財政は厳しいものがあり、引き続き医療費の適正化に向けての取り組みや保険税収納率の向上、生活習慣病予防を重点に置いた保健事業の推進等、健全な保険運営と良質な医療の提供に努力されることを希望し、平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対して賛成をいたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第91号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第91号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第92号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第92号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第92号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第93号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、反対討論を行います。

平成17年度の介護保険料は、旧野洲町で24.7%、旧中主町で15.6%も引き上げられ、県下一高い保険料になりました。第3段階で旧野洲町では9,400円、旧中主町で6,400円の引き上げでした。市民税非課税世帯が全国で75%、野洲市で72%です。この方たちが第1、第2、第3段階です。とりわけ第1、第2段階などは家中の所得を合算しても市民税がかからないという世帯です。このような方々からも年金から介護保険料を天引きするのですから、過酷としか言いようがありません。

介護保険料の滞納繰り越しで不納欠損になっているのが96万7,828円です。40人の滞納ですが、内訳は90%が非課税世帯です。また、収入未済額が555万円で、263人です。このうち75%が非課税世帯です。市民税非課税の第2段階の方が121人と、滞納人数の半数近い状況です。基準額の0.75%、3万5,550円という額がいかに払えない状況であるかを表しております。

平成18年度で、この第2段階は年収80万円以上と以下の2つに分けられました。しかし、18年度も介護保険料が引き上げられましたから、この方々にとっては過酷な状況は変わっていません。18年度では県下2番目に高い介護保険料となっています。介護保険料は現在の応能割を基本にし、保険料の段階を細分化し、所得200万円以上が天になっている状況から、所得に応じての保険料にすべきであります。国の制度を変えることはできませんが、野洲市でできることは、さらに第1段階や第2段階の減免制度をつくるべきです。これは多くの自治体で実施しています。野洲市として減免制度を充実されることを求めます。

介護保険制度は、利用する人がふえれば保険料の引き上げにはね返る仕組みになっています。根本的には国の負担割合を引き上げること以外にありません。しかし、国は負担割合を引き上げるのではなく、昨年10月から、ホテルコストといって食事代、居住費を介護保険の適用から外しました。お金の余裕のある人しか入所できなくなりました。ショートステイの利用も同じであります。野洲市のデータでも、あやめの里のショートステイはこれまで満員だったのが昨年10月以降減っています。明らかにホテルコストによる影響であります。

17年度決算でもそのことが数字で明らかになっています。居宅介護サービス給付が2,646万7,638円不用額となっていますが、10月以降ショートステイの利用が落ちたからという説明がありました。また、施設介護サービス給付で2,405万8,410

円の不用額は、居住費、食費が自己負担になったためと当局からの説明がありました。ホテルコストが払えないような方の利用は難しくなっているのではないのでしょうか。利用料の減額・免除制度の充実が必要です。低所得者の食事代を半額にしている自治体があります。野洲市として訪問介護の費用は減免されていますが、今回のホテルコストの導入により低所得者が排除されない減免制度をつくるべきであります。

国では、18年度ではさらに介護保険の改悪が行われ、要支援1、2、要介護1の方で、ベッドや車いすなどがこの10月から介護保険から外され、自己負担となります。ますます低所得者の方が介護保険から排除される状況となっています。17年度決算は国の制度そのままであり、介護保険料の大幅な引き上げが行われ、また、ホテルコストが導入されましたが、それらに対しての市としての独自施策もなく、低所得者が排除されていくことが危惧されています。このような介護保険事業会計は到底認めるわけにはいきません。よって、本決算に反対いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 7番、西本俊吉でございます。ただいま議題となっております議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中、誰もが安心して豊かな老後を迎えるために介護をみんなで支える制度として施行されてから、平成17年度は6年目を迎えた年でありました。本市では合併後初めての通年の予算であり、利用者の増加やサービスの充実により見直された介護保険料が県下で一番ということになりました。しかし、このことは改めて本市における介護保険制度が市民に浸透し、気軽にサービスを利用できる体制に整備されていると推測できるのではないのでしょうか。

平成17年度の本会計の決算は、歳出における保険給付費では居宅系サービスの支給額が対前年度比で約10%増加しているが、これは居宅サービス受給者数の伸びにほぼ匹敵していると確認しています。一方、施設系サービスでは受給者数が7%余り増加しているのに対して支給額はほぼ横ばいになっており、これに低所得者の施設利用に係る居住費及び食費の軽減負担分である特定入所者介護サービス費の2,900万円を加えても、3%余りの伸びにとどまっています。これは、昨年10月の居住費及び食費が自己負担となったことによるものと考えられます。その結果、歳出決算額が予算現額に対して97.4%にとどまり、県の財政安定化基金の借り入れを避けることができたのは、担当の細部にわ

たるきめ細かな執行管理の努力の表れと推測できます。

次に、歳入では、歳入予算現額に対して100.8%の割合になっており、保険料の改定があったものの、滞納繰り越し分を含めても98.4%と確認していることから、滞納整理のための訪問活動や分納対策などの成果であると評価できます。

最後に、介護保険制度に期待することは、総合的な介護予防対策を展開し、寝たきりをなくし、高騰する保険給付の適正化を図り、持続可能な制度として展開していただくことが改正の趣旨であると考えます。今後も保険者としてこの趣旨を十分に踏まえ、積極的に介護予防をはじめ健康づくりの施策を展開して、市民の誰もが健康な高齢期を過ごし、結果として保険料の高騰が抑制されることを期待して、本案の賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第93号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第94号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第94号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第94号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第95号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第95号平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第95号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第96号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第96号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第96号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第97号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第97号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第97号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第98号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第98号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第98号は、

環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第99号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第99号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第99号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第100号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第100号平成17年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第100号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第101号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第101号平成17年度野洲市水道事業会計決算の認定については環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第101号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第102号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第102号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターなかさと)は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 荒川泰宏君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 0 2 号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

( 日程第 4 )

議長( 荒川泰宏君 ) 日程第 4、意見書第 4 号出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書( 案 )を議題とします。

それでは、意見書第 4 号について、提出者の説明を求めます。

第 8 番、本田章紘君。

8 番( 本田章紘君 ) 8 番、本田章紘でございます。

それでは、出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書( 案 )を、内容につきましては意見書を朗読して説明にかえさせていただきます。

現在、公定歩合が年 0 . 1 0 %、銀行の貸出平均金利が年 2 %以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利( 年 1 5 ~ 2 0 % )でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法 4 3 条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年 2 9 . 2 % ( 日賦貸金業者及び電話担保金融は、年 5 4 . 7 5 % )という超高金利での営業をしています。いわゆる「みなし弁済」と言われるものであります。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸し付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し( 最判平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日 )、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです( 最判平成 1 8 年 1 月 1 3 日 )。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸し付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法 4 3 条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が 2 0 0 万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至って

いるのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子どもの学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記。

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。

(1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。

(2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。

(3) 出資法の特定金利の廃止ならびに保証料名目での出資法および利息制限法の脱法行為の禁止を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

今回この意見書を提出するにあたりまして、全国で年間7,800人もの自殺者があるという現実を踏まえて、党派を超えて提出させていただきました。議員の皆様におかれましてはこの意をお酌み取りいただきまして、ご賛同賜りますようによろしく申し上げます。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) これより、意見書第4号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、意見書第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第4号出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第4号は、原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものにつきましては本職に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、議員の派遣を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付しておりますとおり派遣いたしたいと思います。

お諮りいたします。

議員の派遣は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議員の派遣は、原案のとおり決しました。

議長(荒川泰宏君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 平成18年第6回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9月5日に招集をさせていただき、本日に至りますまで23日間でございます。提案をさせていただきました案件、条例の一部改正8議案、平成18年度補正予算5議案、平成17年度決算の認定12議案、その他2件の合計27議案につきましてご審議をいただき、いずれも全議案とも原案どおりお認めをいただきました。誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に本議会、委員会ではさまざまな角度からご質問をいただきまして、ご意見、ご指摘がありました点につきましては、執行にあたり十分心して努めてまいりたいと存じております。

次に、昨日、新駅設置促進協議会の臨時総会が開かれましたが、先の正副会長会による会議を踏まえまして、協議会における正副会長会議の位置付けを規約に定めるための改正と報告事項として工事の進捗状況が報告されました。新駅問題につきましては一般質問でもお答えをしたとおり、現段階での私の考えは将来の湖南地域の発展には新駅の設置は必要というスタンスに変わりはありませんが、先般の新駅建設に係る栗東市の起債訴訟の判決結果、また、来月執行予定の栗東市長選挙の市の対応、さらに今後示される県の再検証結果を見極めながら、本市としても促進協議会の中で真摯に議論をしてまいりたいと考えております。

さて、10月1日で合併後丸2年が経過するわけですが、ご承知のとおり、本年5月には人口5万人を超えるなど、まさに市としてのまちづくりが期待されるところであります。市長就任後今日まで、課題はあるものの、市政運営につきましてはおおむね順調に推移してきたものではないかと感じているところでございますが、これもひとえに議員の皆さんのご支援、ご協力があったることと、深く感謝を申し上げます。

一方、我が地方を取り巻く環境は、三位一体の改革により3兆円の税源移譲が行われるなど、地方分権を進める上で一定の前進がありました。いわばまだ道半ばであり、引き続き国と地方の行財政改革を進める観点から、今後も真に地方の自立と責任を確立するため、取り組みが必要であると思っております。こうした中、本市ではまちづくりの基本理念である、「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」を目指し、市民、企業、行政が対等な関係に立ち、互いに助け合い、協働しながら、小さくとも自立するまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、本年度は将来の市の基本的な方向を示す総合計画や都市計画マスタープラン、さらにはまちづくり基本条例など、市の重要な計画がそれぞれ策定委員会で現在検討されているところではありますが、その中でいろいろご意見やご提言をいただいております。先日もまちづくり基本条例に関しましてそうした意見の一部が新聞報道されたところでございます。いずれこうした各種計画は、提言をいただいた後、市内部で議論の上、議員皆様に報告を申し上げ、ご意見を広くお聞きしたいと考えております。その上で、議会で協議または審議をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思います。

もう一点報告いたしたいことは、かねてから検討を進めておりました工業振興による活性化と税収確保による安定的な行財政運営に資するため、来月10月1日から企業誘致推進プロジェクトチームを政策推進部に設置し、新産業の創造や新たな企業立地に向け調査及び研究すると共に、市内企業の各種支援策の検討を行いたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後になりましたが、議員皆さん方には今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げますと共に、皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

長期間の審議、誠にありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） これをもって、平成18年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午前10時52分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年9月28日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                田中良隆

署名議員                藤下茂昭